

---

令和7年 第2回（定例）日南町議会会議録（第3日）

令和7年3月6日（木曜日）

---

議事日程（第3号）

令和7年3月6日 午前9時開議

- 日程第1 議案訂正について（議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号））
- 日程第2 議案第3号 権利の放棄について（水道使用料債権及び下水道使用料債権）
- 日程第3 議案第4号 日南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第5号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 日南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 日南町健康福祉センター設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 日南町緑と水のふるさと活性化基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第16号 日南町用品調達基金条例の廃止について
- 日程第16 議案第17号 日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 令和6年度日南町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第20号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第21号 令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第22号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第23号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第24号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第24 議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第26号 令和7年度日南町一般会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和7年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和7年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第33号 令和7年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第34号 令和7年度日南町病院事業会計予算
- 日程第34 令和7年陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第35 令和7年陳情第2号 裏金問題の徹底解明とパーティ一券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正について（議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号））
- 日程第2 議案第3号 権利の放棄について（水道使用料債権及び下水道使用料債権）
- 日程第3 議案第4号 日南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第5号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 日南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 日南町健康福祉センター設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 日南町緑と水のふるさと活性化基金条例の廃止について

- 日程第15 議案第16号 日南町用品調達基金条例の廃止について
- 日程第16 議案第17号 日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 令和6年度日南町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第20号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第21号 令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第22号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第23号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第24号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第26号 令和7年度日南町一般会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和7年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和7年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第33号 令和7年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第34号 令和7年度日南町病院事業会計予算
- 日程第34 令和7年陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第35 令和7年陳情第2号 裏金問題の徹底解明とパーティ一券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情

---

出席議員（9名）

2番 高橋 洋志君	3番 荒木 博君
4番 荒金 敏江君	5番 岡本 健三君
6番 岩崎 昭男君	7番 大西 保君
8番 檜田 洋一君	9番 近藤 仁志君
10番 山本 芳昭君	

---

欠席議員（なし）

---

## 欠 員 (1名)

### 事務局出席職員職氏名

局長 ..... 長崎みよ君 書記 ..... 倉光祐希君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	副町長	角井学君
教育長	青戸晶彦君	総務課長	實延太郎君
まち未来創造課長	島山圭介君	地域づくり推進課長	淺田雅史君
住民課長	島山亮子君	環境エネルギー課長	宇田聖子君
福祉保健課長	出口真理君	こども若者未来課長	段塚直哉君
農林課長	坂本文彦君	建設課長	渡邊輝紀君
教育次長	三上浩樹君	会計管理者	高柴博昭君
農業委員会事務局長	高橋裕次君	病院事業管理者	福家寿樹君

### 午前9時00分開議

○議長（山本芳昭君）おはようございます。

ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和7年第2回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

---

### 日程第1 議案訂正について（議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号））

○議長（山本芳昭君）タブレットの事件の訂正請求書ファイルをお開きください。

日程第1、議案訂正について（議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号））訂正の件を議題とします。

本件につき訂正理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村英明君）事件の訂正請求書につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

令和7年の3月4日に提出させていただきましたが、次の理由によりまして訂正をお願いをしたいので、日南町議会会議規則第20条の規定によりまして、請求をさせていただきたいと思います。

件名ですが、議案第25号の令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

理由でございますが、新病院の基本計画策定支援業務の委託料の増額につきまして再考すべきと判断したため、訂正のお願いをするものでございます。

具体的には、補正予算の説明資料の訂正版があるというふうに思っておりますけれども、新病院の基本計画の策定支援業務委託料についての増額補正をお願いしとったところを削除する。減額するという内容であります。

金額につきましては、減額の金額ですが583万円でございます。

私のほうからの御説明は以上で終わりたいと思いますが、あわせて、この後、内容とその他の前回質問があったと思いますので、その辺の詳細の説明報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 先ほどの町長の報告にありましたように、このたび日南病院、まずは外国人材育成雇用事業の増額137万6,000円及び当事業に係る補助金の計上による財源の174万6,000円の補正をまずはお願ひするものでございます。

詳細につきましては、令和6年の当初予算においてこの事業の病院負担分として、当初180万7,000円を経費として計上しておりました。このたび事業費用の総額、2名分、318万2,000円余りのが確定しまして、そのうち県から63万4,000円、日南町から111万2,000円の合計174万6,000円の補助金が日南病院へ繰り入れられることとなり、したがいまして、そういう事業費318万2,000円余りからこの当初予算180万7,000円を引きました137万6,000円余りの補正が必要となり、このたびの補正予算の上程というふうにさせていただくこととしております。

2番目におきましては、車両の購入費の取下げについての部分でございます。当初予算の有形固定資産購入費といたしまして計上しております車両購入費につきまして、予定しておりました車両が今年度において納車の見込みが立たないことになり、執行経費の減額並びに計上しております財源の変更による起債、企業債及び補助金の変更を補正するものでございます。

経緯といたしましては、令和6年度予算に計上するため、ディーラーに車両の見積りを令和5年10月に依頼し、新年度予算議決を得て直ちに発注のためにディーラーへ連絡を入れましたところ、同車種が発注停止となっておりまして、10月には再開する旨の連絡をいただいておったんですが、その後、数回にわたり、ディーラーの担当者へ連絡を入れたところ、生産がまだ至ってないという状況で、その後至っております。

なお、9月26日付におきましてディーラーより同車種の生産遅延証明書が発行され、現在に至っておるというところでございまして、今年度の予算執行が不可となり、取下げに至っております。

大変申し訳ございませんが、改めて御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、病院のいわゆる新病院の建設におけるコンサル費用の部分につきましては、再度精査、病院のほうでしっかりと精査したいということで、今後このたびは取下げをさせていただきました。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）　ただいまの説明に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君）　質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第25号 令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本件は、訂正を許可することに決定しました。

---

## 日程第2 議案第3号

○議長（山本 芳昭君）　タブレットの議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第2、議案第3号、権利の放棄について（水道使用料債権及び下水道使用料債権）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）　議案第3号、権利の放棄について（水道使用料債権及び下水道使用料債権）でございます。

権利を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、放棄する権利でございますが、水道の使用料の債権及び下水道の使用料債権でございます。

放棄する債権の額等でございますが、債権の種別ですが、水道の使用料の債権が14か月分、下水道の使用料の債権が17か月分であります。債務者の方はお一人であります。債権の額の総額ですが、9万920円であります。

放棄の理由でございますが、債務者の死亡後、相続人の相続放棄のほうが確定したことによりまして、債権の放棄を行うものでございます。

放棄の時期ですが、議決の日でございます。

参考として少し説明をさせていただきますが、今回ですが、債務者の債権を相続する人がいないため、権利放棄をしますが、公債権は時効期間の経過、私債権は時効期間の経過後の債務者の時効の援用をもって時効が成立するとの内容であります。

ちなみに水道料金のほうが私債権であります、下水道の料金のほうが公債権という区分けがありますので、そのことによりまして、今回に至ったものということで御説明をさせていただきたいと思います。

ちなみに時効の成立ですが、私債権のほうですが、消滅期間が経過後に債務者が時効の援用することによって時効が成立するものでありますし、また公債権のほうは、消滅期間が経過することによって時効が成立するというような法的な解釈になっております。

消滅の時効期間ですが、私債権あるいは公債権とも5年という期間になっておるところであります。

以上、説明のほうを終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 本人が死亡ということで相続放棄という形になって、大変になった状況になっておりますが、この期間が今、時効とか私債権、公債権、水道、下水道によって、月が違うのは、14か月、17か月ですが、実際に何年何月頃からそうなったのか、もし分かれば教えていただきたいです。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 具体的には、説明させていただきますが、簡易水道料金につきましては、令和元年度が1万9,470円、令和3年度が1,910円、令和4年度が8,240円となっております。下水道使用料につきましては、平成30年度が3,460円、令和元年度が4万1,520円、令和3年度が3,460円、令和4年度が1万380円というようなことになっております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 私もこの不納欠損とかいう形の立場でまた違うと思うんですけども、実は実際に水道は検針されてそれで請求されて、督促も、ちょっと僕も計算したんですけど、80円の何かされて14回で1,120円なってる。それから下水も17回で80円、私の計算間違うたら申し訳ないんですけど、要するに14回督促、17回督促されてます。水道でしたら基本料金の最低は使わなかったら1,910円だと思うんですけど、それでいくとちょっと若干計算おかしいですけれども、下水についてはきっちり17か月で割ると3,460円。

私が言いたいのは、下水は止められないかも分からないけど、いや止めるいうんですか、メーターのほうも、もし払わなかったら、例えば、普通6か月も督促しても払われないときは止めるとか、例えば、死亡されてるということは、ほとんど家にはおられないはずなんですね。それをどんどんどんどん垂れ流しというような形になれば、どうなんでしょう。親切心じゃないけども、本当に払ってない、隣近所聞いてみたら、いや、もう亡くなられましたいえば、その時点で止めてあげて、それでないとどんどんどんかさんでいって、あとは何年か払わなかったら14.何%の重加算税みたいについてしまって、膨れるばっかりだと思うんですけども、その辺の基準はどうなってるんでしょう。

例えば、半年間何にもなかった、督促して、音信不通やったら、よく言われるのが、

町外に行かれて連絡取れないとか言わはりますけど、町内で死亡いうんがあったと。というのは、やはり日南町も2,000世帯で、1人でおられる方も結構おられます。今後こういう残念なことにならないようにですけど、そういう場合が出てくると思うんですけども、その辺で、どれぐらいの期間で止めるような基準なっとるんですか。例えば、払ってないから、1年たっても払わなかったら止めるのか、下水道についても同じように、もう早く止めてあげないと、ずっとお金が発生するんですよ。その辺を基準はどうなってるんですか。時効の基準は分かりましたけど、説明ありましたけど。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 給水の停止につきましてですが、基本は3か月未納があった場合に通知をいたしまして、連絡をいただくようにしております。その連絡をいただいた中で、やはり今、全額お支払いができないということを伺いましたら、支払いの覚書というような形で、これからどういった形で支払いをしていくかというような、そういった相談も乗っていきますし、基本的にもう払っていただけない場合は3か月で給水停止を行っております。その後、お支払いをいただいた形がありましたら、水道のほう、また再開をさせていただきますが、やはりこういった債権のほうがたまっている方につきましては、また数か月払われたら、支払いがストップするというようなことで、その繰り返しがなされているというのが現状でございます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） ということは、一旦止めるので払われるよう督促した、それで一回払うか何かでまたこう、こういう繰り返しがあったという解釈でいいんですか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） そういった形の方が多いくらいというのが現実でございます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） いや、というのは、今回トータル9万何がしかということで、こういうことを言うのもあれやけど、今現在でも、不納欠損の会議とかいろんなことされてると思う。以前も、何年か前ですね、100万とか120万とかいうことで、これが欠損のこうやりましょう。その中で、こういった相続放棄と、債権放棄ということまでの件はなかったと思うんですけども、こういうことについて、現在水道とかその辺は全部把握されてるんでしょうか。というのは、これ以外に似たような件数がもう10件ぐらいあるよとか、なのか、いや、今回だけですよと、その予備軍的に何かあるんでしょうか。そこまで調査されておられるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） こういった件に関しましては、未収金会議等でもそれぞれの課で共有のほうはさせていただいて、やはりそれぞれ個別に訪問させていただいたりですか、上下水の料金につきましては、個別にそれぞれ訪問させていただいてやはり

できるだけ、やはりたまっていますと、お支払いが難しくなっていくという面もありますので、定期的にそういったことをさせていただいて、ここ近年は若干上下水とも、未収金のほうが減ってきてるというような状況でございます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第3号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第3 議案第4号

○議長（山本 芳昭君） タブレット4ページ。

日程第3、議案第4号、日南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第4号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第5号

○議長（山本 芳昭君） タブレット10ページ。

日程第4、議案第5号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第5号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第6号

○議長（山本 芳昭君） タブレット15ページ。

日程第5、議案第6号、日南町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第5、議案第6号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第7号

○議長（山本 芳昭君） タブレット17ページ。

日程第6、議案第7号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第6、議案第7号の討論を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第7号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

日南町では、年金を頼りに生活されてる方が多いわけですが、こういった方に対しては物価高騰の影響が依然として大きく響いています。2025年度の年金は1.9%増と発表されています。しかしこれは2024年の消費者物価指数の伸び率2.7%よりも0.8ポイントも小さく、年金増が物価上昇に追いついていない。つまり実質に年金が目減りしているという状況になっています。

こんな中で、昨日申し上げましたけども、今年に入って累計1万品目、3月だけでも2,300品目が値上げされる中、非常にこういった年金を頼りに生活されてる方たちにとって厳しい状況が続いています。

こんな中で、国からの臨時の交付金が十分でないということはありますけれども、町独自の物価高騰対策を打ち出せていません。それと、病院改築に関しては非常に今混乱した状況になっているというふうに私は認識しております、これもやはり町政の責任を持つ町長が一番ですけれども、特別職の方の責任は重いと思います。

こんな中で、やはり手当の昇給というのは、ちょっと私としては、やらないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 物価上昇によります生活が厳しくなってくるというのは、特定の人には限ったことではありません。全国民の方々が同じような状況であります。それぞれの給与にしても、年金とかその他もろもろの賃金、いわゆる収入につきましては、少しずつ制度改革等で改善をしておるというところもあります。それと同じような意味合いを持ちまして、やはり特別職におきましても、物価上昇で実質的な賃金が下がる中におきまして、期末手当の率のアップというのは、私は正当だと思います。

そういう意味におきまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私も今の意見に対しての討論をしたいと思います。

先ほど反対の討論の中で、物価上昇ということがありましたし、町民の皆さんも大変だという話もありました。病院建設の話もございました。基本的には、町長も町民でありますので、やはり全体的に賃金を上げていこうという姿勢に私は変わりはないというふうに考えております。

ここで反対されても先には進まないというふうに考えておりませんので、これはどういうふうに私も、けえ、努めていいか、ございませんけど、ここは国の法律に基づいて……（「法律じゃないよ」と呼ぶ者あり）令和6年の……。これは日南町の条例です。だけえ、法律に基づいて、日南町の条例を改正することに賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第8号

○議長（山本 芳昭君） タブレット19ページ。

日程第7、議案第8号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第8号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第8号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに反対の立場で討論をいたします。

理由は、先ほど特別職の場合と同じです。議員もやはり町政を預かる責任ある立場です。そんな中で、先ほど町長も町民であるというようなお話もありました。そういう意味では議員も町民ではあるんですけども、それはやっぱり権限が全く違う、与えられている権限が大きいということ、責任も大きいということです。その中で十分な対応が物価高騰に対してできていないと、病院建設に関してもやはり住民の方の思いを十分に受け止め切れてないということで、このタイミングで昇給するということは、それはやめたほうがよろしいと私は思います。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 先ほどの条例と同じ意味合いであります、内容的にはですね。

加えて、若干あれですけども、議員の成り手不足というような中におきましても、議員報酬、若干でも上がるということは、物価の上昇の中やっぱり必要ではないかと思っております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第9号

○議長（山本 芳昭君） タブレット21ページ。

日程第8、議案第9号、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第9号、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律によりまして、仕事と育児、介護を両立できるよう子の、お子さんのですが、年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児の休業の対象拡大や次世代育成支援対策の推進、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を行うため、条例の改正を行うものでございます。

施行期日は令和7年4月1日であります。

少し具体的に内容を申し上げますと、3点ほど申し上げます。1点目が育児のための所定外労働、いわゆる時間外労働ですが、この制限の改正を延長するものでございます。

2つ目が……。2つ目です。ごめんなさい。時間外勤務の制限につきまして、お子さんを養育するために申請する場合のお子さんの要件を3歳に満たない子から小学校等就学の始まる時期に達するまでのお子さんというところに改正する内容であります。

もう1点が、介護を要する状況に至った職員に対する意向確認を行う旨の規定の追加であります。

冒頭3点と言いましたけど、もう1点ですが、勤務環境の整備に関する措置についての規定の追加という内容であります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 勤務時間、休暇等に関する条例の改正ということで、内容自体はいいと思います。それで、ただ、これ、この条例自身は正職員の方に対する条例ですので、やっぱり気になるのが会計年度任用職員の方へどうなるかということです。第8条の3と第15条については、これは既に条例の条文がありまして、会計年度任用職員の方の、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則にも、正職員の条例の準用の規定を定めた条項があります。だから、これはまず準用の規定があるので、これはそのまま会計年度任用職員の方にも適用されるんですねという確認が一つと、もう一つ、第16条の2のほうは新設の条項になりますので、準用規定が、直接の準用規定が会計年度任用職員の方の規則のほうにはないよう見受けられますので、これは規則のほうにも新設するんですかという、その2つの確認ですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 大きく2点あったように思います。前段につきましては、議員お見込みのとおり、会計年度任用職員の方にも適用となります。後段のいわゆる介護に関する部分でございますが、現在、正職員も含めまして、介護休暇につきましては無給扱いとなってございますが、これら会計年度任用職員の部分につきましては、規則のほうで整理したいというふうに考えてございます。条例の中では、本条例の改正にとどめますけども、それに準じた規則改正についても、所要の改正をしたい予定でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いいんですけども、確認。介護というか、介護のほうも第15条は今まであるので準用規定があると思います。意向確認等という、16条の2が新設なので、それに対応する規則をつくっていただけるという、そういうことですね。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたしました。そのとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

お詫びします。ただいま議題となっています議案第9号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第10号

○議長（山本 芳昭君） タブレット24ページ。

日程第9、議案第10号、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第10号、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律によりまして、条例に引用する法律の条項を改正するものでございます。

施行期日が令和7年4月1日でございます。

部分休業の承認に関して引用しております育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の第61条第32項におきまして、読み替えて準用する同条第29項の内容が、新たに同法第61条の2第20項に規定されたことに伴いまして、引用条項の改正を行うものでございます。

また、部分休業制度の拡充の内容も加えておるところであります。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 先ほどの条例と同じ質問にはなるんですけども、同じような。会計年度任用職員の方に対しては、育児休業、規則の中で、一覧の中でそれらしき定めはありますが、そちらのほうもこれに準じた形で改正するという形になるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 議員お見込みのとおり、会計年度任用職員の方についても対象となるよう、所要の改正を行いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） それで、先ほどの条例もそうなんですかけども、この条例も令和7年4月1日から施行するということになって、会計年度任用職員の方の規則のほうも、同じタイミングでスタートできるように準備されているという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） そのように今準備を進めてございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。

あと、この機会で参考までにお聞きしておきますけれども、日南町の職員の方で、育

休の取得の実績というのはどうなってるか、ちょっと参考までに教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 今年度も育児休業、取っておった職員、数名ございます。

年度中途の中でいろいろ復職をしましたり、一部、事情により退職をしたりというようなこともあります。実際には取得を行っている実態がございます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第10号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第11号

○議長（山本 芳昭君） タブレット26ページ。

日程第10、議案第11号、日南町健康福祉センター設置条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第10、議案第11号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット27ページ。

日程第11、議案第12号、日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第12号、日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

る基準を定める条例の一部改正についてでございます。

日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴いまして、職員の配置基準の改正及び施設に配置する職員の資格に、管理栄養士を追加する改正を行うものでございます。

施行期日が令和 7 年 4 月 1 日からであります。

大きく 2 点ですが、職員配置基準ということで、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童におきましては、おおむね 20 人に 1 人の保育士を配置しておりましたが、15 人に 1 人の配置に変更するという内容と、4 歳以上児の児童につきましては、おおむね 30 人に 1 人の保育士の配置でしたけど、25 人に 1 人の配置というところに変更するものでございます。

また、職員の資格でありますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等により、児童発達支援センター等の児童福祉施設の運営等に関する要件としまして、栄養士を配置することとしておりましたけれども、栄養士の免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても、同要件を満たすという考え方の変更でございます。

なお、ちなみに該当施設は、町内で申し上げると、おひさまというふうに理解しております。

以上、説明のほうを終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 保育の配置基準ということで、満 3 歳以上が 20 名から 15 名という形になりました。実は令和 5 年の 3 月議会で、陳情内容がございまして、そのときに日南町の状況をお聞きして、日南町はどうなってるかということを聞くと、そのときは、国と県と基準がちょっと違っておりますし、逆に県のほうがもっと緩やかになっておったんですが、今回は国、県、これは同等と考えていいんでしょうか。これは国も県もこの基準でいくんでしょうか。ちょっとそこをお伺いしたいんです。以前は県がもっと少なく配置基準になっておりましたが。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には国の法律、いわゆる内閣府令に基づいて改正するものですので、国はそのようだったと思いますが、ちょっと鳥取県につきましては、私ども今、現時点では確認できておりませんけれども、基本的には確認できていないのが正直なところであります。

○議長（山本 芳昭君） いいですか。

お詫びします。ただいま議題となっています議案第12号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第12 議案第13号

○議長（山本 芳昭君） タブレット30ページ。

日程第12、議案第13号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第13号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います関係政令の整備等及び経過措置に関する政令によりまして、水道法施行令の一部が改正されましたことに伴いまして、水道整備管理行政の移管、布設工事監督者の資格の緩和について、条例の改正を行うものでございます。

施行期日が令和7年の4月1日からであります。

主な具体的な内容でございますが、1点目が水道の整備管理行政の移管というところでありますて、水道に関する水質または衛生に関する事務でございますが、現在、厚生労働大臣のほうが所管事務でありますが、環境大臣のほうに変更になるということと、水道に関する上記の事務以外の事務ですね、これが厚生労働大臣から国土交通大臣のほうに移管されるという内容であります。

もう1点ですが、布設工事監督者及び水道技術の管理者の資格要件の見直しということでありまして、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴いまして、布設工事の監督者や水道技術管理者の確保をすることを目的としまして、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直しが行われたという内容であります。

御承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） お詫びします。ただいま議題となっています議案第13号は、

審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第13 議案第14号

○議長（山本 芳昭君） タブレット33ページ。

日程第13、議案第14号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第14号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についてでございます。

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、条例の有効期間を令和10年3月31日まで延長し、条例で規定しております奨励金等の額のほうですが、要綱のほうで定める改正を行いたいという内容でございます。

施行期日は公布の日からでございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

お詫びします。ただいま議題となっています議案第14号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第14 議案第15号

○議長（山本 芳昭君） タブレット36ページ。

日程第14、議案第15号、日南町緑と水のふるさと活性化基金条例の廃止についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第15号、日南町緑と水のふるさと活性化基金条例の廃止

でございます。

日南町緑と水のふるさと活性化基金条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町緑と水のふるさと活性化基金の設置目的を達成したため、条例を廃止するものでございます。

施行期日が令和7年の4月1日でございます。

少し内容の説明をさせていただきたいと思いますが、本条例ですが、昭和62年のほうで基金目的を設置しながら現在に至っているところですけれども、平成6年のときに内容を少し変えまして、冒頭のときには日南町緑の文化基金というところの名称でしたけれども、平成6年には日南町緑と水のふるさと活性化基金という形に変更した形で現在まで至っているところでございます。最初のときには果実運用といいますか、利子ですね、の活用として運用してきた経過がありますけれども、御案内のようにマイナス金利政策っていうところもありましたので、利率のほうも下がってきたというところがあります。平成27年度から30年度に向けては、林業振興事業というところで活用させていただいておりましたけど、令和元年から現在に至るまでの6年間については未活用ということあります。

なお、平成の31年度から森林整備基金というところで、森林環境譲与税が開始されたことに伴いまして、先ほど申し上げた森林整備基金のほう、創設させていただきながら、林業振興のほうで活用させていただいているのが現状でありますので、そういう意味で、本水と緑のふるさと活性化基金の目的っていうのは薄まってきてているということで、今回の廃止をお願いしたいというふうに思っておるところであります。

なお、ちなみに監査委員さんのほうからの御指摘もありまして、活用が乏しい基金については整理されたいというような旨のお話をいただいているところでありますので、そういう背景も踏まえて、今回の提案とさせていただいているところであります。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第15号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第16号

○議長（山本 芳昭君） タブレット37ページ。

日程第15、議案第16号、日南町用品調達基金条例の廃止についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第16号、日南町用品調達基金条例の廃止についてでございます。

日南町用品調達基金条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町用品調達基金の設置目的を達成したため、条例を廃止するものでございます。

施行期日、令和7年の4月1日からでございます。

少し説明をさせていただきたいと思いますが、平成7年に基金を設置しまして、用品の集中購買を実施することによりまして、用品の取得であるとか管理に関する事務を円滑、効率的に行うための目的として設置したところでありますが、現在この基金の購入しているものは、日南町の管内地図と、いわゆる町章、木製の町章ですね、というところがその内容になっておるところでありますが、現在パソコン等の入力や文書決裁のシステムが進んでいることで、用品を大量に集中購入する必要性が薄まってきたというところもありますので、基本的には県内の市町村でも役目を終えたというような理解をされているというふうに思っておりますので、今回、基金のあるべき姿というところの内容も検討した経過の中で、今回の提案とさせていただいております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第16号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

## 日程第16 議案第17号

○議長（山本 芳昭君） タブレット38ページ。

日程第16、議案第17号、日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第17号、日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬

剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてでございます。

日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務を鳥取県町村総合事務組合に委任することに伴いまして、条例を廃止するものでございます。

施行期日ですが、令和7年の4月1日からであります。

12月に議決いただきました公務災害補償に関する事務を鳥取県町村総合事務組合に委任する手続の続きでございまして、鳥取県町村総合事務組合が公務災害補償に関する条例を制定しますので、日南町の条例のほうを廃止するものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第17号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第17 議案第18号

○議長（山本 芳昭君） タブレット39ページ。

日程第17、議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行によりまして、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されることに伴いまして、関係条例についての所要の改正を行うものでございます。

改正する条例ですが、日南町職員の給与に関する条例及び日南町消防団条例、そして

退職手当に関する条例でございます。

施行期日ですが、令和7年の6月の1日からであります。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第18号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、質疑までにとどめるに決定しました。

---

#### 日程第18 議案第19号 から 日程第24 議案第25号

○議長（山本 芳昭君） 予算関係フォルダー、訂正後令和6年度補正予算書ファイルをお開きください。

日程第18、議案第19号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第9号）、日程第19、議案第20号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第20、議案第21号、令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第21、議案第22号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第23号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第24号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議案第25号、令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）、以上、令和6年度補正予算関係7議案を一括議題として、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、ここで質疑漏れがあればこれを許します。

なお、質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

質疑を終結します。

これより討論、採決……。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） ちょっと1点ほどお伺いしたいと思いますが、これは議案番号は何番かいな。一般会計補正予算についてであります、この附属資料のうちの24ページの建設課のほうの除雪委託料について、若干疑問がある点をお伺いします。

この金額についてではありませんが、現在、大変日南町の中でも空き家が多くなっております、町道除雪において旧態依然として空き家のほうの取付け道路のほうも大変きれいにかかれておられます。そういうことははっきり言って不必要にだんだんなってくるんではないかというような感じがしてゐるわけなんですが、その辺の契約についてはどのような、路線について契約されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 除雪につきましてですが、昨年度、そういった不必要な路線の洗い出しということで路線の見直しを一度行いました。やはりそういった中で、自治会長でありますとか、そういったとこから意見を聞く中で、ここは今後必要ないというところが上がってこなかったというのが現実です。このたびは除雪の路線のほうを指定しまして、その指定をした路線については業者の方にお願いをしているというような状況ですが、今の御意見いただいた中で、やはり今後もそういった空き家というのは毎年増えていく傾向もございますので、また各年度において、そういった見直しのほうは行っていきたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 答弁をいただきましたけど、大変空き家も年々増えておりますし、それからまた空き家というのが結構取付け道路が長い路線が多くあります。そういった意味において、町道除雪の経費を軽減させる要因にもなりはしないかと期待しますので、その点の調査をよろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 今後はまたそういったところも行っていきたいと思いますし、若干の消防の関係がありまして、火災等があった際に、そこに駆けつけれないという部分もございますので、そういった関係機関とも協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第18、議案第19号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第9号）の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第19号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論いたします。

問題としておりますのは、塵芥処理事業にある西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設に関わる歳出が増えているということです。この費用は、新たなごみ処理施設建設の事業推進に関わるものであるという答弁でした。私はこのごみ発電などが計画されておりまして、時代に逆行するこの事業は、白紙撤回すべきだと考えています。

ですので、この事業推進に関わる歳出の増ということには賛成できませんので、反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） これは西部管理組合で肅々と事業を計画し、実行に移つておるところでございますんで、日南町としてもこれは必要な予算だと思っておりますので、賛成の立場で言います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第22号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第23号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第24号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号、令和6年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第25号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時30分からといたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第25 議案第26号 から 日程第33 議案第34号

○議長（山本 芳昭君） 予算関係フォルダー、令和7年度当初予算書ファイルをお開きください。

日程第25、議案第26号、令和7年度日南町一般会計予算、日程第26、議案第27号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第28号、令和7年度日南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第29号、令和7年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第30号、令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第31号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第31、議案第32号、令和7年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第32、議案第33号、令和7年度日南町下水道事業会計予算、日程第33、議案第34号、令和7年度日南町病院事業会計予算、以上、令和7年度当初予算関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第26号、令和7年度日南町一般会計予算でございます。

なお、後段のほうで特別会計等も御説明させていただきますが、いずれも令和7年度の当初予算説明附属資料等もつけさせていただいたり、あるいは当初予算の参考資料というのもつけておりますので、御参照いただきながら御審議をいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

早速ですが、議案第26号についての御説明させていただきます。一般会計の予算ということです。

当初予算の総額でありますと74億1,134万8,000円ということで、前年度の当初予算から申し上げると、対前年度5億6,270万1,000円の増ということで、8.2%でございます。

地方債のほうですが、第3表のほうで、地方債のほうを明記させていただいております。

また、第4条で、一時借入金の額の限度額でございますが、借入れの最高額のほうが12億円と定める内容とさせていただいているところであります。

また、歳出予算の流用ですが、地方自治法第220条第2項のただし書きによります規定ということとさせていただいているので、御参考いただければと思います。

続きまして、議案第27号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計予算でございます。

歳入歳出の予算のほうですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ6億5,544万4,000円と定める内容でございます。ちなみに前年度対比ということで、本年度は1,763万5,000円の増ということで、2.8%増の内容となっております。

第2条のほうで、一時借入金として、借入金の最高額のほうが、事業勘定として4,0

00万円とする内容でございます。

また、第3条のほうで、歳出予算の流用というところでございますが、保険給付費の各項に計上されております予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の流用でございます。

続きまして、議案第28号、令和7年度日南町介護保険特別会計予算でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ9億3,015万4,000円と定める内容とさせていただいております。

第2条の一時借入金ですけれども、借入金の総額ですが、事業勘定の4,000万円と定める内容とさせていただいております。

3条のほうで、歳出予算の流用でございますが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の流用をお願いするものでございます。

続きまして、議案第29号でございます。令和7年度日南町介護サービス事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額でございます。2,407万4,000円と定める内容であります。昨年度との対比でございますが、マイナスの2,468万2,000円ということで、マイナス50.6%の内容でございます。

地方債のほうですが、第2表のほうの地方債のほうを御覧をいただければと思います。

続きまして、議案第30号、令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,326万5,000円と定める内容でございます。前年度対比で申し上げますと608万3,000円の増ということで、5.2%の増でございます。

続きまして、議案第31号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1,309万9,000円と定める内容でございます。

地方債のほうですが、第2表の地方債のほうを御覧をいただければと思います。

なお、対前年で申し上げますと、マイナスですが、1,938万8,000円ということで、マイナスの59.7%の内容でございます。

続きまして、議案第32号、令和7年度日南町簡易水道事業会計予算でございます。

業務の予定量でございますが給水の戸数でございますが1,703戸分であります。また、年間の総給水量ですが、31万5,109立米でございます。失礼しました。1日平均給水量が863.3立米ということで業務量の予定を組ませていただいているところであります。

予算総額のほうですが、2億4,084万3,000円でありまして、対前年1,135万2,000円の4.9%の予算のほうを上げさせていただいているところであります。

収益的収入及び支出のほうですが、簡易水道事業の収益のほうですが総額1億7,541万5,000円、費用のほうが1億5,972万5,000円を見込ませていただいているところです。

続いての資本的収入及び支出のほうですが、資本的収入のほうが40万円ちょうど、支出のほうが8,111万8,000円で予定をさせていただいているところであります。ちなみに、資本的収入と支出の予定額の差額につきましては、当年度の損益勘定留保資金等の中で補填をさせていただく予定としております。

一時借入金ですけれども、限度額を2,000万円ちょうどということで定めをさせていただいておりますし、議会議決を経なければ流用することができない経費につきましては、基本的には職員給与費880万7,000円と定めさせていただいているところですし、また第8条のほうで棚卸資産の購入限度額のほうが1,000万円ちょうどと定める内容とさせていただいております。

続きまして、議案第33号、令和7年度日南町下水道事業会計予算でございますが、最初に業務の予定量でございます。処理戸数ですが、1,665戸、年間の処理量ですね、28億3,919立米でございます。内訳として、農業集落排水が16億8,944立米、特定の地域生活排水処理事業のほうが11億4,975立米を予定しております。1日の平均処理量ですが、777.9立米でございます。総予算のほうですが、今回2億4,805万2,000円を予定させていただいておりまして、対前年度でいきますと、マイナスですが986万1,000円ということで、マイナスの3.8%を予定させていただいているところであります。

収益的収入と支出ですが、まず下水道事業の収益が1億6,554万円、下水道のほうの事業費用のほうですが1億6,457万1,000円を見込ませていただいております。

資本的収入、支出ですが、まず資本的収入ですが2,610万4,000円でございます。支出のほうが8,348万1,000円ということで見込ませていただいているところであります。不足する額につきましては、当該年度の留保資金等のほうで補填をさせていただく予算とさせていただいております。

第5条のほうで企業債のほうですが、別表の企業債のほうを御覧いただければと思いますし、一時借入金の限度額ですが、2,000万円ちょうどと定めております。また議会の議決を経なければ流用することができない経費が職員給与費でございます。また棚卸資産の購入限度額でございますが、100万円ちょうどと定める内容とさせていただいているところであります。

続きまして、議案第34号、令和7年度日南町病院事業会計予算でございます。

業務の予定量でございますが、病床数が99床、年間の患者数ですが入院が1万9,000人、ごめんなさい、1万9,000人です。外来が2万100人と定めております。1日の平均患者数ですが、入院が52.2人、外来が83.8人ということで、主な建設改良のほうですが、病院施設改良事業費のほうで859万9,000円、有形固定資産の購

入費が4,232万9,000円を予定させていただいております。

なお、当初予算の総額でございますが14億4,435万1,000円とさせていただいて、対前年から申し上げるとマイナスの2,396万7,000円ということで、マイナスの1.6%に相当します。

収益的収入支出ですが、病院事業収益としまして13億68万9,000円、病院事業費用としまして同額の13億68万9,000円を予定をさせていただいております。

資本的収入及び支出のほうですが、収入のほうが4,758万1,000円、支出のほうが1億4,366万2,000円のほうを予定をさせていただいております。差額で不足する額ですが9,608万1,000円ですが、過年度のほうの損益勘定留保資金のほうから充当をさせる内容でございます。

企業債ですが、第6条として別表のほうの企業債のほうを御覧をいただければと思います。

また、第7条で一時借入金の限度額を2,000万円と定めております。

また、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費と交際費を上げております。

また、第9条のほうで棚卸資産の購入限度額でございますが、9,141万4,000円と定める内容とさせていただいております。

以上、当初予算関連のほうの最初の説明のほうをさせていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。私からは議案第26号、令和7年度日南町一般会計予算について、補足説明させていただきます。

タブレットは令和7年度当初予算参考資料ファイルをお開き願います。まず5ページをお開き願います。

令和7年度予算編成に当たりましては、「未来を守り、希望を育む「創造的挑戦」予算」としてスローガンを掲げるとともに、産業、魅力、共生、安心の4区分に大別スタートいたしました。折しも、第3期日南町総合戦略がスタートする年度でございます。これまでの基本方針を引き継ぎ、活力に満ちた地域創造の実現を目指すこととしてございます。

6ページ目には、昨年度に引き続きまして、中期財政見通しを基軸としながらも、一般会計総額約65億円を目標規模にいたしました。基本的な考え方3つと6つの重点事業を軸に取り組んだ結果、総額は約74億1,000万となったところでございます。この結果につきましては、様々な事業の積み上げによるものでございますが、目標に対します超過部分を一言で申し上げるならば、地方創生のまちづくりのため、重点政策を行う投資予算となったところでございます。

主要事業を抜粋しました一覧は、8ページ目に掲載させていただきましたが、結果、

一般会計予算総額 74億1,000万余り、本町過去5番目に高い当初予算額となったところでございます。

9ページ目には歳出の款ごとの年次推移、また前年比較を掲載してございます。御覧いただきたく存じます。

10ページ目には款ごとの比較、主な増減理由についてまとめてございます。昨年度と大きく見直した点としましては、職員人件費、それから西部広域管理行政組合への負担金を総務費へ集約いたしました。より円滑な事務を行うことによりまして、全体の効率化を図りたい目的によるものでございます。

12ページから22ページまで、款ごとの年次推移、主要事業を掲載してございます。御確認賜りますようお願い申し上げます。

また、たったもカードによりますまち活ポイント事業でございますが、一覧の23ページに掲載してございます。町の元気をつくる住民活動等に対するポイント、いわゆるまち活ポイントとしまして、総額354万3,000円、25項目を予定したところでございます。詳細につきましては、資料を御確認賜りますようお願いいたします。

続きまして、歳入全般でございます。ファイルにつきましては、当初予算書ファイル、別ファイルになりますが、当初予算書ファイル10ページと、12ページから31ページを御確認賜りたく存じます。

主立ったところ申し上げますと、12ページ目、町税のうち固定資産税がマイナスの539万3,000円でございます。家屋償却資産の減少を見込んでのマイナスでございます。

それから13ページ目、地方譲与税のうち森林環境譲与税につきましては、プラスの784万2,000円でございます。

15ページ目、地方交付税につきましては、地域おこし協力隊、集落支援制度の活用、また公共交通のスクールバス化などを見込みまして1億9,000万円の増額を見込んだところでございます。

27ページ目の寄附金でございますが、ふるさと納税目標額などの影響によりましてマイナスの5,000万円、繰入金では、財政調整基金をはじめ、国際交流基金、こどもゆめ基金、森林整備基金の活用、また取崩しによりまして2億9,577万3,000円の増額を見込んでございます。

31ページ目には町債を載せておりますが、国の地方財政計画に伴いまして、臨時財政対策債を皆減をいたしました。また、今後の病院や中心地域整備などの大型事業が控えております。将来負担の縮減に努めた結果、マイナスの1億1,320万円としたところでございます。なお町債につきましては、同予算書8ページ目に限度額を一覧で記載してございますので、併せて御確認賜りますようお願い申し上げます。

その他詳細につきましては、予算書、予算説明附属資料を御確認いただきたく存じますが、新規事業につきましては、予算説明附属資料の紙の資料ページで123ページか

ら137ページまで、詳細の説明資料を作成してございます。御確認賜りますようお願い申し上げます。

また簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の予算に関する説明書につきましては、同附属資料の139ページから212ページに掲載しておりますが、こちらにつきましても、このたびから円滑な事務に努めさせていただきたいという目的により、別冊として整理させていただきました。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、私からの補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） そういたしますと、私のほうからは議案32号、令和7年度日南町簡易水道事業会計及び議案第33号、令和7年度日南町下水道事業会計予算について、先ほど町長のほうから概要については説明がございましたが、補足で説明をさせていただきます。説明につきましては、令和7年度当初予算附属資料ファイルの別冊154ページから御覧いただければと思います。

なお先ほど町長の説明の中で、第8条の棚卸しの資産購入限度額ということで1,000万円ということで説明がございましたが、正式には100万円ということで訂正をさせていただければと思います。

そういたしますと、議案第32号、令和7年度日南町簡易水道事業会計予算の見積書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

町長が提案の総額を先ほど説明いたしましたが、私のほうからは具体的な金額、明細等について説明をさせていただきます。

最初に、収益的収支の収入ですが、営業収益といたしまして、水道使用料6,263万5,000円で、昨年度より70万3,000円の減額を見込んでおります。手数料と雑収益を合わせたその他営業収益は32万3,000円で、営業収益は合計で6,295万8,000円を見込んでおります。

次に、営業外収益といたしまして、受け取り利息及び配当金が5,000円、一般会計からの業務費の繰入金277万4,000円、長期前受金の戻入6,032万1,000円、資本費繰入れ収益として一般会計からの公債費の繰入れ4,935万1,000円、それに雑収益6,000円を加え、営業外収益は1億1,245万7,000円を見込んでいます。

これによりまして、簡易水道事業の収益の総額は1億7,541万5,000円で、前年から203万1,000円減を見込んでおるところでございます。

続きまして、155ページを御覧ください。次に支出ですが、営業費用といたしまして、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費といたしまして、1億5,186万5,000円、明細は158ページの固定資産明細書に明示しております。

続きまして、156ページでございますが、営業外費用といたしまして、企業債の利

息償還金、消費税及び地方消費税の申告納税額の合計が780万円、特別損失の6万円を合わせて、簡易水道事業の費用として1億5,972万5,000円を見込んでおるところでございます。前年より2,021万9,000円の増となっております。

主な増額の要因といたしましては、配水池の補修、笠木と白谷の2か所を予定しております。及び水道ビジョンの策定業務委託に係る経費が主なものでございます。

次に、157ページを御覧ください。資本的収支ですが、資本的収支の支出で企業債の償還金として7,768万9,000円で、これによる収入と支出の差額は、資本的収入及び支出に不足する8,071万8,000円は、当年度分の損益勘定留保資金等から補填することとしております。

続きまして、タブレットの174ページを御覧ください。

議案第33号、令和7年度日南町下水道事業会計予算の見積書をお示ししております。なお先ほど町長の説明の中で、事業の業務の予定量でございますが、年間の総処理量につきましては28万3,919立米というものが正式な数字でございます、訂正させていただければと思います。あわせて、内訳の農業集落排水事業16万8,944立米、特定地域生活排水処理事業につきましては11万4,975立米というものが正式な数字でございます。

そういたしますと、下水道事業のほうの説明をさせていただきますが、最初に収益的収入でございますが、下水道事業会計の営業収益は、下水道使用料7,574万4,000円、前年度より62万4,000円の減で見積もっております。これにその他営業収益4万4,000円を加えまして、営業収益は7,578万8,000円、営業外収益として預金利息及び配当金、一般会計からの業務費繰入れ369万9,000円、長期前受金の戻入、資本費繰入れ収益として一般会計からの公債費の繰入れを5,549万7,000円、これに雑収益を加え、営業外収益は8,975万2,000円で、前年に比べまして841万5,000円の減額を見込んでおります。

次に、175ページを御覧ください。支出ですが、営業費用といたしまして、ポンプ場費、処理場費、総係費、減価償却費等としまして、合計1億5,752万2,000円となっております。明細につきましては179ページの固定資産明細書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

営業外費用といたしまして、企業債の利息、消費税、地方消費税、合計で699万9,000円、特別損失5万円を見込んだ下水道事業費用の総額は1億6,457万1,000円で、前年比101万5,000円の減となっております。

次に、177ページに資本的収支を示しております。最初に収入でございますが、企業債として浄化槽の整備及び処理場の機器更新分として2,180万円を見込んでおります。これに他会計補助金、国県補助金、負担金等を加えまして、資本的収入は2,610万4,000円で、前年比460万円の減額となっております。

次に、178ページの支出ですが、資本的支出の建設改良費のうち、管路建設改良費

としまして、集落排水等の移転等に備える費用といたしまして、委託料、工事請負費合わせて100万円を計上しております。処理場建設改良費は、浄化槽の整備及び処理場の機器更新を合わせて2,698万4,000円を見込んでおります。これに企業債の償還金5,549万7,000円を加えまして、資本的支出は8,348万1,000円で、前年比884万6,000円の減額を見込んでおります。この減額の主な要因としましては、令和6年度については、多里浄化センターの屋根修繕を行いましたので、これが主な減額の要因でございます。これに伴いまして、資本的収支の不足する額であります5,737万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予算を計上しております。

以上、説明のほうを終わります。御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） そうしますと、私のほうから、令和7年度日南町病院事業会計当初予算の説明をさせていただきます。先ほど町長からございました追加にて御説明をさせていただきますのが、私どものほうも当初予算説明附属資料別冊ファイルの説明書202ページですね、日南町病院事業会計の見積書から御覧いただきたいと思います。

まず、収益的収支予算の病院事業収益は、令和6年度当初予算と比べて計上額対前年度2,162万2,000円増の13億68万9,000円となっております。入院収益につきましては、入院患者数が減少傾向にあり、しかしながら、利用度の高い地域包括ケア病床を4床増床し、それによる入院1人当たりの単価の増収を見込んでおります。外来収益は患者数が同じく減少傾向となっております。新たな部分としましては、病児・病後児保育による診療収入を若干ありますが見込んでおり、全体としては前年度より若干収入減を見込みしております。

次のページの医業外収益でございますが、そのうち他会計負担金が5,664万2,000円の増となっておりますが、これにつきましては、繰り出し基準に基づいた一般会計繰入れを実施したところによるものでございます。

次のページの介護サービス収益でございます。介護サービス収益につきましては短期入所の利用者増及び訪問看護の利用増とこれらを見込んでおり、1,618万8,000円の前年増としております。

次のページの病院事業費用でございます。事業費用のうち給与費でございますが、医師1名減のほか看護師、会計年度任用職員の2名減とはなりますが、新たに新年度から薬剤師及び事務員、放射線技師の内定及び外国人材の雇用の予定をしております。そういったことで、結果、対前年度予算とほぼ同額を見込んでおります。

次のページの経費の部分でございますが、1,014万5,000円、対前年度予算比で4.6%増加しております。主なものとしましては、燃料費が12%、対前年予算に200万円の増、それから光熱水費、同じく6%、約100万円の増を見込み、反面、賃借料が600万円の減、ユニフォームの業者契約変更によるもので、ちょっとここは大き

な減を見込んでおります。委託料につきましては、新たに小児科医育成・確保業務委託としまして770万円が加わり、手数料といたしましては、外国人材支援等の手数料、これは特定技能実習生4人でございますが、625万円を計上しております。

次の208ページ、研究研修費、前年の予算よりも170万円ほど増額しております。これは、学会等の研修旅費及び病院視察等の費用を計上したものでございます。

次に、資本的収支予算について、210ページでございますが、病院施設改良事業は859万9,000円を計上しております。主なものとしましては、病院本館にあります吸収式冷温水発生機の改修工事に559万9,000円を計上しております。有形固定資産購入費でございます。主なものとしましては、一般撮影画像読み取り装置、これが605万円、パソコン21台、481万6,000円、眼圧測定器407万円、心電計275万円、それから生物顕微鏡220万円、温冷配膳車198万円、車両購入費、これは2台予定しております、1台目は患者送迎車、もう1台は訪問看護用の車両ということで、2台で800万4,000円を計上しております。以上、支出に対して補助金735万6,000円、企業債に2,360万円を充当するものでございます。

以上で令和7年度病院事業会計予算の概要の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議お願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより、各議案に対する質疑を許しますが、質疑に当たり、本日、予算審査特別委員会の設置を予定をしておりますので、この場では、町長に対する質疑に限らせていただきたいと思います。

質疑は、議案番号順に行います。

議案第26号、令和7年度日南町一般会計予算について質疑を許します。

初めに、歳入、債務負担行為、地方債について質疑を許します。次に、令和7年度当初予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット2ページから3ページ上段、議会事務局について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、3ページ下段から4ページ、出納室について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、5ページから13ページ、総務課について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、14ページから16ページ、まち未来創造課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっとここで聞くべきかどうかという問題はあるんですけども、はい、はい、町長のほうに聞きたいことです。非核平和の町宣言のことにつ

いてです。12月定例会の一般質問で、ホームページに、日南町が非核平和の町宣言をしているということをPRしていただくと、ホームページを使ってまずは。被爆アオギリのところにプレートを設置していただくということもあるんですけれども、それは組合との話し合いというのもあると思いますので、まずはホームページでそれをやっていただくということだったと。やっていただくというか、それを検討するということだった、少なくともね、ということだったと思うんですけども、その後、どのようになってるか、どうお考えかということを教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） お話しの内容につきましては、ホームページ上については今月中をという予定もしておりますし、それから、お話ありましたように、組合との、どういいましょう、交渉いうわけではないんですけど、その話のほうも進めておりますので、新たな設置場所というところも一定の方向性を今検討している最中でありますので、ということだけはお伝えしておきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 昨年度から外国人材雇用プロジェクトというのを発足されますが、このプロジェクトは当然リーダーとかプロジェクト長等は町長が任命されると思うんですが、そのプロジェクトリーダーは、何かの課、副町長がされてるのか、その辺を教えていただきたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 例えば、任意的なそういう組織っていうことではなくて、事業自体がそういう位置づけでしておりますので、ですから、トップが誰だとかということではなくてですね、事業の名称という形の中で推進をしていきましょうという形で、特別な組織化っていうところまではしておりません。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） この1年間、プロジェクトという名前でされたときに、地域づくり推進課を中心に、例えばKPIでもそこが管理されている、人数も。そして実際には病院であるとか、あかねで福祉保健課となっておりますが、どうもですね、私の目から見ると、どのように連携されているのかと思っておりまして、あえて町長に任命権者ですからお聞きしたんですが、やっぱり有機的にですね、いろんなことを聞いてると、やっぱり連携していただきたいんで、町長、どうでしょう、1年間過ぎました。それでいろんな行き違いかいう感じを受けとるわけですよ。そういう面でやっぱり、例えば地域づくりがKPIを持っておるならば、そこと連携できるように、もしくはリーダーを、ぐらいの形を決められたらいかがかと思うんですが。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） しっかりとした進捗、管理っていうところは、当然これからも必要だろうというふうに思ってますし、重要なことだというふうに思っておりますので、

あえてトップとかリーダーというふうには位置づけるつもりはないんですけども、主体であります地域づくりの推進課の中で、しっかりこれからも対応していきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 先ほどの質問の続きなんですけど、ホームページのほうは今月中に掲載していただけるということで、組合との話し合いのほうもしていただいているということで、その点については大変よいことだと思います。

それで、あまり具体的なことはどうかなとは思うんですが、いろいろそのバランスというのもあると思うんですけれども、ぜひ、ホームページに掲載する際は、あまり深くないところに、できればトップページに分かるような形で掲載していただくと、今やっぱり平和ということが、戦争が世界で起こってるわけですね。平和ということが非常に重要な時期にあると思いますので、町としても、そのことがすぐに町内外の方に分かっていただけるような工夫、そういう配慮でホームページに掲載していただきたいんすけれどもいかがでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その辺については、私のほうでお任せいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 青年結婚・U I ターンの事業と観光振興対策の事業につきまして伺いたいと思います。この2つの事業につきましては、重要なところだと、町外から人を呼び込む、あるいは日南町の観光を発信する、来ていただくというところで、重要な事業ということで山里L o a d にちなんのほうに令和4年度から委託をしておりましたが、7年度事業を見ますと、青年結婚・U I ターン事業につきましては、山里L o a d への委託料というのがなくなりまして、それがどうも観光振興対策事業のほうに一本化されているようあります。その意図というか考え方、あえて2つに分けていたものを観光振興一本にして管理をしていくと、実際には山里L o a d の委託への委託料ということで、山里L o a d 自体の収入は一本、その中で各事業に振り分けて、予算とか事業実施の実績のほうに上がってくるんですけども、なぜこのような形でやられたか、これを伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に職員がたくさんおります、たくさんおる言やあおかしいんですけど、要は人件費のほうを統一化させていただいたということありますので、内容自体は基本的には変わらないという形で理解をしていただければと思いますし、また、これから移住定住あたりは基本的に重要な分野、空き家対策を兼ねた形になろうかなというふうに思っておりますので、その辺をより強固に、今までが悪いというわけではないんですけど、より対相談者に対しての、どういいましょうか、相談しやすい形っていうところを、今ちょっと模索をさせていただいておりますので、内容が変わるっていう

うわけではないですが、業務の遂行に当たっての在り方っていうのは少し考えていきたいなというふうな思いを今持つておるところでありますので、より充実した形を目指していきたいというふうに思っておりますので、改めてまた御相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 同じ青年結婚・U I ターンの促進事業なんんですけど、よかったです。青年結婚・U I ターン、地域づくり推進課でよかったです。

○議長（山本 芳昭君） 地域づくり、はい、はい、はい、失礼、失礼。

○議員（5番 岡本 健三君） いいですかね。

○議長（山本 芳昭君） 今はまち、地域づくりだけ、まち未来だよな、まち未来を今。

○議員（5番 岡本 健三君） ですよね。今、だからそこの質問されてたから。

○議長（山本 芳昭君） ごめん、気がつかん。

ちょっと整理します、すみません。

今、まち未来創造課について質疑、失礼、ちょっと私の進行が悪かったです。

続いて、いいですか、続いて、17ページから26ページ、地域づくり推進課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 先ほどの青年結婚・U I ターン促進事業のことなんですけども、その中で、にちなん新生活応援奨励金ですね。これ、私以前から申し上げてるんですけども、非常に狭い範囲の方を対象にして、結婚をして3年以内であること、妊娠中であること、世帯内に小学校入学前の子がいること、このいずれかの条件を満たさないと駄目だというようなことで、もちろん一旦移住してくださった方には子育て支援というようなことをするのは大切なことなんですけれども、これはU I Jターンを後押しするために創設するということになってるわけですよね。そういう、今から移住しようとしている方に対して、特にこの人たちは優遇しますよというようなメッセージを与える奨励金、これはちょっとスタンスとしてですね、町としては、どんな方でも来ていただいてウエルカムですというスタンスが私は基本だと思うので、この奨励金はやっぱり以前から何か趣旨がおかしいんじゃないかなと思っていて、実際、成果としても、例年、1件あるかないかぐらいのものであって、それでこれを大々的にPRして日南町が若い人を呼び寄せてるというわけでもないわけですね。ですので、こういうちょっと何かメッセージとしても疑問を感じるし、あまり実績も上がってないような奨励金はやめたほうがいいと私は思ってるんですけども、町長の御意見、あるいは、これはもともとが県のふるさとでの新しいライフステージ補助金に基づく補助事業ですので、その県のほうの成果とか分析なんかも併せて、もし御存じでしたら教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 県の動向、総数的なところはちょっと私自身は把握しておりますせんけれども、御案内のように県の事業の中で、どういいましょうか、推進中で、町としても財源があるというところもありますので、そういう観点の中でこれからこういった該当する皆さんへの、どういいましょうか、支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 支援ですか、支援をしていきたい。今の答弁だと、県がやってるからやりますよというふうにしか聞こえないです。県の成果ということを御存じないということですが、周辺の町村でもあまりこれをやっているという町村の話は聞いたことがないんですけども、ちょっと今でなくともいいですが、予算委員会のときでもいいんですけども、もう少しちょっと詳しく、このことについて、この事業についてはどうなんだということを調べて、検討していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと県の補助金もありますので、県の事業の実績っていうか、そういうところを再確認をさせていただければというふうに思ってますし、本日は私自身もその数字は把握し切れてませんけれども、推進の方向で今回は計上させていただいたということあります。

なお、実績につきましては、また改めて報告をさせていただければと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 電算管理運営事務に入るんだろうと思いますけれども、情報システムの標準化、共通化ということについてです。

国がしていくっていうことなんですが、ガバメントクラウドっていうのに接続、利用していくということを令和7年度を目指して進めてきているわけですけれども、これは予定どおり、3月から8月、9月頃にかけてですか、次々に契約をしていくというふうな予定だったようすけれども、それは変わりなく契約を進めていくっていうことでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には7年度の中で推進をしていく予定でありますし、その方向であります。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 先日の全員協議会の中で、その運用経費っていうんですか、それが毎年1億4,000万ぐらいの負担が発生するっていうふうなことが分かったという説明がありました。その後、国からの補助があるのでないかという情報もあるというふうには聞いてはいるんですけども、このガバメントクラウドに接続する期限が令和7年度までにというのが、初めの方針だったようすけれども、いろいろ準

備のこともあるらしくて、5年間、その経過、今後5年間の間にしていくべきいいというふうに國の方針が変わったということです。國がその運用経費の1億4,000万のどのくらいを補助してくれるようになるのかっていうのが、今の段階では分からぬわけですが、町としての負担としては、これが全額國が補助をするということならいいですけれども、毎年払っていく負担の額というのは日南町の財政にとっても大変重たい負担になるかもしれないということなので、私はこの5年間の経過措置の間、もう少し慎重に様子を見て、國の補助がどのくらいで、町の負担が毎年どのくらいになるのか、それが町としてやっていけるという判断がきちんとできたときに契約をしていったほうがいいのではないかというふうに思いますが、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） もともと國の方針で令和7年度までの導入というところでスタートして、現在多くの自治体が、鳥取県内でもほとんどの自治体のほうが7年度導入という方向の中で進んでおります。おっしゃられるように、いわゆる導入する業者によりまして、なかなか7年度はできませんというような自治体もあるっていうところで、延長が国がうがされたという経過であります。

ですから、基本的には7年度っていうのが基本だろうというふうに思ってます。ただ先ほどありましたように、ランニングコストについては想定以上のものがあるなという話もある中で、それはうちの自治体だけではありませんので、さっきの県内での自治体の話し合いの中で、やっぱりランニングについてでも、新たな補助金といいましょうか、交付金になるのか分かりませんが、そういう要望はしていきましょうということで話し合っておりますので、そういう活動もこれからランニングについては、基本的には今まで国は出しませんというところで、どういいましょうか、お話を来ておるのは事実ですけど、それをやはり各自治体も大変ですので、それに対する交付金、補助金等の要望をしていきたいという形を、今現在がそういう動きをしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私が聞いたのでは、近隣のところで、すぐに7年度から実施するというところ、それはしないというふうな、まだそこまでの準備をしてないというふうな自治体もあるように聞いております。

確かに、自治体でまとめて、國からの援助を求めていくということは、それは大事なことで、ぜひ強力に進めていってほしいとは思いますけれども、実際にどうなるのかっていうのが確定していない今の段階で契約をしてしまうというのは、私は町の今後の財政っていうことを考えた場合に、非常に危ういというふうに思いますので、5年間の猶予期間っていうのが國が言っているわけですから、その間、私はぜひ様子見をしてほしいと思いますが、町長のお考えをもう一度お願いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど申し上げましたように、自治体ができない理由は、自分

とこじゃなくて委託をして当然導入をしないといけないので、そういう委託先の業務量の中で、なかなか7年度はできないという背景があるというふうに御理解いただければと思います。

だから、そういう最終的には5年度、ごめんなさい、5年間猶予しますよっていう話は事実ですけれども、できるところはやっていくべきだろうというふうには思ってますし、そういう方向の中で7年度に実績、契約をするって話の中で今現在進んできてる中でありますので、そこは御理解をいただければと思いますし、本町としても7年度で推進をするという形で今取り組んできておりますので、その方向は変えるつもりはありません。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 職員提案の具体化ということで、私何回か一般質問でやりましたけども、この職員提案につきましては、中村町長が副町長時代に提案されて、人材育成であるとかプロジェクト、どういうんですか、プレゼンテーションをやるために人材育成提案ということで、町長自身がつくられたと聞いておるんですよ。それ、ちょっとこの頃寂しいなと思って、それを二、三人も出ないということで、本当に、今年度の町長の思いは、必ず11月ぐらいにやるよとか、もう8月頃からいう思いを具体的にしないと思うんですが、その辺は町長、どのようになっとるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 前段の部分はそのとおりで、私のほうで新たな形、職員の資質向上といいましょうか、そういったところも含めて、こういったことをやったらどうかということでスタートさせていただいておりますし、6年度のほうもですね、そういった個人、いろんなケースがあっていいとは思うんですけど、昨年度も6件の提案等もあったりしておりますので、そういう機会はこれからもつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 私も電算管理事務のガバメントクラウドのことについてお聞きしたいんですけども、まず、私も現在の進め方でそんなに急いでやる必要はないと思います。それで、さらに言うと、そもそも2025年までにということで自治体に求められてるのは、ガバメントクラウドではなくて、情報システムの標準化ではないでしょうか。ガバメントクラウドを使うかどうか、使うというのは努力義務であるので、ガバメントクラウド1億円、こないだ、令和8年度以降1億円の関連費用がかかるということになってますけれども、これを無理に使うという義務は、別に自治体にはないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 岡本議員、大変細かいところになると思います。町長は今、予算は計上して、これをやるんだということで、今、荒金議員に対して答弁をされました。今おっしゃる標準化であるとか、ガバメントクラウドを使うとかっていうシステムの話

になってくるのは、予算審査特別委員会の中で、町長の方針は今おっしゃいましたので、これから設置する予算審査特別委員会の中で議論をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

そのほかござりますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、次に、27ページから31ページ、住民課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 国民健康保険事業です。これは国の政策で、国保税の子供の均等割を未就学児のみ半額免除ということをされてるわけですけれども、これも以前から申し上げていることですが、町独自に18歳以下の子供全員に対して均等割を全額免除ということもできるわけです。全国でやっている自治体もあります。特にこれは、子供が生まれると、本当におぎゃあと声を上げた瞬間から、均等割、税金がかかってくるという、まるで子供を産むなと言っているような税のシステムなわけで、知事会ですとかもこれはやめてほしいということで、大分要望も上げてるようですが、なかなか国の動きが遅いという中で、ぜひ町独自に実行していっていただきたいんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今後の検討余地はあるのかもしれません、国の動向あたりを見ながら検討はしたいと思いますけれども、現行でいきますと、今回提案をさせていただいている内容の中で生かしていただきたいというふうに思っております。ある程度政策的なところもたくさん、関連のところもあるかなというふうには思っておりますので、現時点におきましては、提案させていただいた内容で進めさせていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そういうふうに思ってるから提案されてるんでしょうけれども、ただ、検討の余地はあるというふうにおっしゃっているとおりだと思うんですよね。国の動向だって、この後もありますけど、給食費の無償化ですか、子育て、ようやく国も子育ての大切さということに気がついてきて、町としても、先ほど説明ありましたけども、切れ目ない支援ということをうたってるわけです。その中で、これを取りこぼすというのはないと思うので、ぜひもっと強力に検討して、積極的に前向きに検討していただきたいんですけども、改めていかがですか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、子育て支援策っていうのは今回の国会の中でもいろいろ議論されておりますので、全体の中でやっぱり考えるべきだというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、32ページから35ページ、環境エネルギー課について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、36ページから48ページ、福祉保健課について質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） このたび新規事業ということで、補聴器助成を決断されました。町長がこの決断された経緯はどのような経緯なのか、亡くなられた同僚議員がこの補聴器助成、そして現同僚議員も補聴器の助成をということで言われました。また、チラシのほうで署名が昨年の2月に出されました。それから近隣の日野町が2年前からこの助成をしております。町長の決断に至った、どのような内容でやろうという決断されたのかをお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 近隣の自治体もっていいう話は前段の中でお話しいただいた経過があるというふうに思っておりますが、あの要望書の多くの皆さんの要望書もあったという背景もありますので、そういう中での判断をという形で今回計上させていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、49ページから52ページ、こども若者未来課について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、53ページから54ページ、農業委員会について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、55ページから67ページ、農林課について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 農業後継者育成対策事業の中で、収入保険が昨年度よりも補助率が1割減って、10分の1になったということで、農業者支援という形で今までいろんな形で対策されてきておられますか、このたび収入保険を1割減額するということと、それと、来年度よりこれはもう廃止するというような町長の方針を聞きましたが、それについて、どういった趣旨を持って、これが必要ないという考えに至ったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 収入保険の支援につきましては、もともとこの制度がスタートしてっていうところの中で、本町とすれば割と推進が早かったっていうか、加入率が高かったっていうところは背景はありますけど、その支援をする中で、現時点でいくと7

0%以上の方が加入をされたということありますので、目的は基本的には加入促進のためっていうのが目的でありましたので、ということで御理解いただきたいと思います。

ただ、残りの3割近くの皆さんっていうところは、収入保険に、制度を知らないというわけではなくて、従来からありました共済だとか野菜だとかそういったところにも加入されておられますので、そういういた経営体の判断というところの中で未加入っていう実態があろうというふうに認識しておりますので、そういう意味で、新7年度を最後とさせていただきたいというのが目的であります。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） なるほど、収入保険の加入率は県下で一番であります、その掛金の補助率というのは、県内で一番少ないグループの自治体の1つになっているわけで、今まできて、その中でも、やはりこれ、この収入保険が必要であるという農家の認識の下で加入率が七十数%、断トツの県内で1位であります、日南町で農業研修生制度であったり、今進めておられますオーガニックとか、また米農家など、いろんな不安要素があって、特にトマト農家に対しては、高温障害で劣化が進んでB品が出る可能性であったり、それからオーガニックであった場合は、先駆的な取組でありますので収入が落ちたり、米のほうではいろんな不安要素があるわけありますし、そういうものをやはりカバーする町の方針として、これは残すべきだと思いますし、またスクラップ・アンド・ビルトという観点からはやめられても結構なわけですが、そういう新たな問題に対する方策というのは、今現時点では考えておられるのかどうなのか、その2点をお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、収入保険に御加入していただきたいというのが基本に思っておりますし、ですから、今までやってきた支援、7年度も最後とさせていただくっていうのは、先ほど申し上げましたように、加入の促進っていうところが目的でありますので、ということで、一定の効果が生まれているっていう結果の中での7年度末というところであります。

御案内のように、暑さだとかそういうところはこれからさらに、どういいましょうか、影響が出てくるというのは認識しておりますので、それはそれで、別の中での対策っていうところはこれから支援をしていく必要性を感じておりますので、あのトマトのチームあたりの支援チームを新たにつくりましたので、そういうところの中で有効策っていうところは全体の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、68ページから78ページ、建設課について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 次に、79ページから94ページ、教育委員会について質疑を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 外国語教育推進事業です。そのうちの海外派遣事業ですけれども、町長、施政方針でも日南町海外派遣事業は児童生徒の貴重な体験、実践の場となっており、英語教育の充実のための重要な政策として継続に努めていきますというふうにおっしゃっています。そこまでおっしゃるんであれば、この児童生徒1人当たり12万円、就学援助を受けている世帯でも6万円という負担金をもう取り払って、そして、義務教育なんですから、とにかく全ての児童生徒さんに1回は行ってもらうと、9年間の間にね。別に何年生で行くかというのは選択があってもいいと思いますけれども、教育の機会均等という観点からですね、それで、あと憲法にも義務教育は無償であるという規定もあるわけですから、評価されてるのは分かりましたので、義務教育に沿ったやり方をしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今、この海外派遣事業をスタートしたっていうところの目的に返りますと、やはり以前の中で修学旅行に変えたらどうかというような御意見もいただいた経過があるというのは私自身も承知しておりますが、修学旅行は修学旅行の中でやっぱり目的がありますし、ということだと思います。海外派遣につきましては、基本的にはやっぱり意欲がある方っていうところが望ましいし、いい結果を生む、将来的にもそうだろうというふうに思っておりますので、ですから、現在10名程度で今ずっと推進をさせていただいて、今年度も10名行かれるという形の中で、手挙げ方式をさせていただいて、意欲を持って派遣に臨んでおる生徒たちですので、そういう意味合いの中でこの派遣事業については進めさせていただいております。

ちなみにですけど、西部圏域でもそういう学校が増えてきておりますし、基本的にはそういう位置づけ、考え方の中で推進されておりますので、それに倣うという意味ではないですけれども、そういう考え方でこれからも進めさせていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 意欲がある児童生徒さんというのは、それはいいと思います、私も。もし私はどうしても外国なんか行きたくないと、意欲はないというおっしゃる児童生徒さんがおられるならね、それは9年間もう行かんという意思は尊重してあげて、それは私もいいと思いますよ。ただ、問題は、意欲だけじゃなくてお金がかかるわけですよ、この義務教育の過程で。それはやっぱり保護者の方、家庭にとっては負担になるわけです。それをせめて取り除いて、あとは意欲さえあれば、何年生で行くか、意欲があります、行きたいっていうときに行かせてあげるという、せめてそういう状況をつくるべきじゃないんですか、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には費用のお話という話だというふうにも思いますけれども、御指摘されているのは。基本的にはやっぱり一定のものはかかりますので、それ

なりの、どういいましょうか、とは言いながら、100%ではありませんので、一定の軽減もさせていただきながら渡航、あるいは海外の視察、視察いって言やあおかしいですが、そういったところの行くことによっての、どういいましょうか、御本人の成長のための過程の一つになるというふうに思っておりますので、全てがゼロというわけにはならないというふうに今は思っておりますし、今後も基本的な考え方とすれば、こういった形で町としても支援をするっていう考え方でありますので、ということだけは御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いやちょっと理解できません。意欲があっても行けない方というのがどうしても出てくると思います。それは、それぞれの御家庭の状況がありますし、それこそ物価高騰っていうのもあるわけですしね、今。その点は、本当にやっぱり義務教育というものの原点に返っていただいて、きっちりと機会が均等であるということだけは、費用の面からも保障されるようなやり方に変えていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） この事業を展開する中では、機会均等というお考えは私はそのとおりだと思います。ですから手挙げをしていただければ、できるだけその配慮はしていく予定であります。

○議長（山本 芳昭君） 議論が平行線になっておりますので、以上で終わりたいと思います。

一般会計予算について、質疑漏れはありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 教育委員会の中でですけれども、学校給食運営事務ですね、これも以前から申し上げてるんですが、学校給食の無償化ということについてです。国のはうも26年度からというようなことを言ってることはあって、給食費無償化に向かうということは、ほぼ流れとしては全国的にあるんですけども、ただ、細かいことを言っていくと、毎年それこそ物価も変わるし、地域によってその食費代というのも変わるし、どのような具体的な支援があるのかというのは非常に不透明な状況です。ですので、この国の支援というのを待たずにですね、もう日南町として、今補助はしてますけれども、独自にもうスタートさせる、無償化をスタートさせるということが、子育て世帯に対しても、今、大きな支援になると思います。特にお子さんの多い世帯などは、非常に大きな支援になると思いますので、その辺りのことを考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今、国会のはうでいろいろ子育て分野も含めてですが、議論をされている最中でありますし、その経過については私自身も承知しておりますが、です

から、どういいましょうか、具体的に給食費っていうお話でありますけれども、町としてもそれなりの支援っていうか軽減策もつくさせていただいている最中でありますので、その辺は今後の国の動向あたりも見定めながら考えるべきかなというには思っておりますので、特段、うちが単独で、また1年早くっていう話は、できるとかできないって話ではなくて、考え方でありますので、そういう国の方針性あたり、あるいは県の方針性あたりも見定めながら推進をさせていただきたいという考え方を持っております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で一般会計予算に対する質疑を終了します。

95ページから101ページ、議案第27号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 国民健康保険特別会計予算に対する質疑を終了します。

102ページから112ページ、議案第28号、令和7年度日南町介護保険特別会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 介護保険特別会計予算に対する質疑を終了します。

113ページから114ページ、議案第29号、令和7年度日南町介護サービス事業特別会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 介護サービス事業特別会計予算に対する質疑を終了します。

115ページから116ページ、議案第30号、令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終了します。

117ページ、議案第31号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 再生可能エネルギー発電事業特別会計予算に対する質疑を終了します。

118ページ、議案第32号、令和7年度日南町簡易水道事業会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 簡易水道事業会計予算に対する質疑を終了します。

119ページ、議案第33号、令和7年度日南町下水道事業会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 下水道事業会計予算に対する質疑を終了します。

120ページから123ページ、議案第34号、令和7年度日南町病院事業会計予算について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 病院事業会計予算に対する質疑を終了します。

以上で令和7年度当初予算関係9議案に対する質疑を終結します。

お詫びります。ただいま議題となっています議案第26号から議案第34号までの令和7年度当初予算関係9議案については、町長施政方針や行財政の運営上、適切かどうか専門的に調査、検討するために、予算審査特別委員会を設置して付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和7年度当初予算の各議案については、予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、日南町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名することになっており、委員会は、私を除く議員8名で構成したいと思います。

については、特別委員会を開催され、日南町議会委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告されますようお願いします。

ここで暫時休憩をします。再開は12時5分といたします。

午前11時56分休憩

午後 0時05分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま特別委員会で決定された委員長、副委員長の互選結果を事務局長から報告します。

○事務局長（長崎 みよ君） 報告します。予算審査特別委員会委員長は樋田洋一議員、同副委員長は岩崎昭男議員です。

○議長（山本 芳昭君） ただいまの事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

今後、委員長の下、会議を開催され、3月26日の最終本会議には、予算審査について委員長報告がなされるよう取り計らい願います。

---

日程第34 令和7年陳情第1号 及び 日程第35 令和7年陳情第2号

○議長（山本 芳昭君） タブレット陳情フォルダーをお開きください。

日程第34、令和7年陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、日程第35号、令和7年陳情第2号、裏金問題の徹

底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情。

以上、陳情 2 件は、今期定例会までに受理した陳情につき、日南町議会会議規則第 9 5 条の規定により、文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

については、今期定例会の会期中に審査を終了され、3月 26 日、最終の本会議には委員長報告がなされるようお願いします。

---

○議長（山本 芳昭君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

については、3月 26 日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いします。お疲れさまでした。

午後 0 時 07 分散会

---